

岩国市立宇佐川小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

目 次

第1 いじめの基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴
 - (3) 重大事態
- 2 いじめの対応に関する基本的考え方
 - (1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
 - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
 - (1) 「いじめ対策組織」の設置
 - (2) 豊かな心を育む教育の推進
 - (3) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) すべての学校教育活動を通じた取組
 - (3) 「宇佐川小学校いじめ対策組織」の取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
 - (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
 - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) ネットいじめへの対応
 - (4) 教育相談のあり方
 - (5) 保護者との連携
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の判断について
 - (2) 重大事態への対応について
 - (3) 調査委員会の設置
 - (4) 自殺の背景調査
 - (5) 再調査について
 - (6) 留意すべき事項

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応する。
- いじめの「四層構造」
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(3) 重大事態

○ 法による「重大事態」

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する。

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ 未然防止【いじめの予防】
- ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

※いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

☆いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。

☆被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

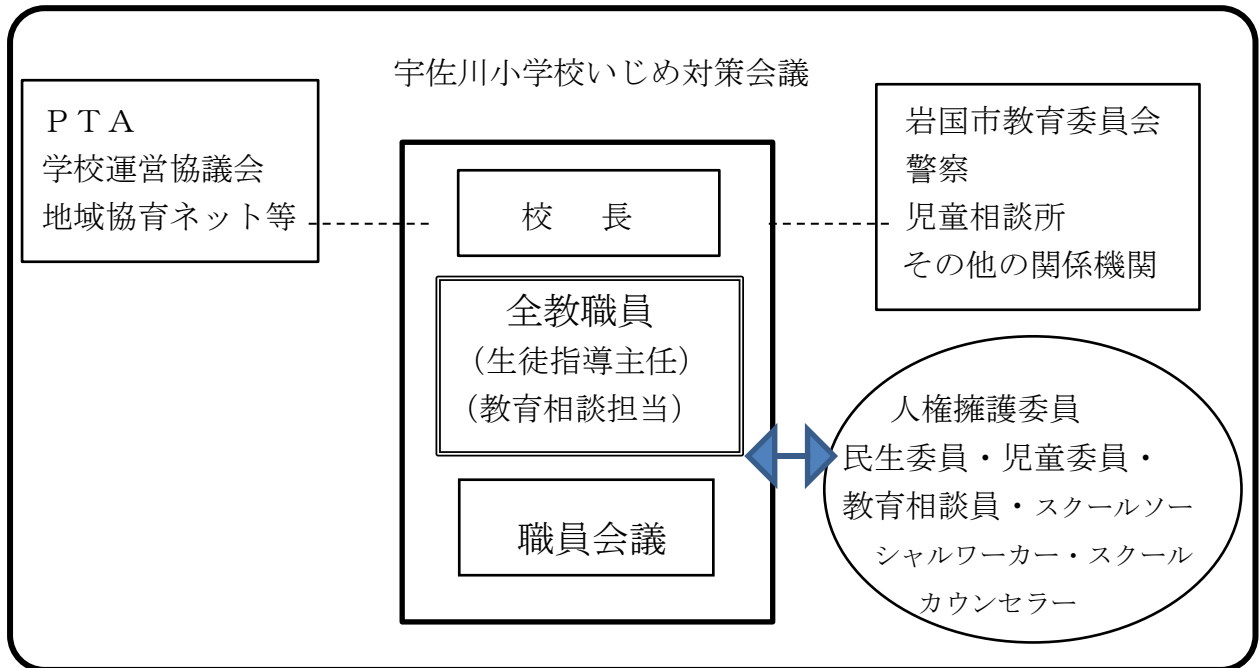
◎これら二つの要件が満たされない場合は、解消とはならない。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 「いじめ対策組織」の設置

- 法が定める「いじめ対策組織(対策会議)」を置く。「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、P D C Aサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。

校内指導体制におけるいじめ対策組織(いじめ対策委員会)の位置づけ



(2) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組
児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むために、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育の充実を図る。
- 規範意識の醸成に向けた取組
いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。
- いじめ防止根絶・強調月間の取組
毎年10月の「いじめ防止根絶・強調月間」は、学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(3) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が児童と向き合う時間を確保するため、業務改善を推進し、多忙化解消を図る。
- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進
S CやS S W等の心理や福祉との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童

委員、人権擁護委員等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であり、校種間連携の促進に一層努める。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するため、開発的・予防的な生徒指導の推進をする。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。（年3回以上）
- ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒指導に係る職員会議のもち方

- ・問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・各分掌・各学年と情報共有を図りながら、週1回定期的に開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

エ 児童の行動観察

- ・給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

オ 児童の心の理解

- ・生活ノート、生活アンケート、相談カード、「Fit」等客観テスト等を通して、児童の心を理解するよう努める。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

○ 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。

○ 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしてい

く授業づくりを行う。

- ・認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりをする。
- ・それぞれのよさに目を向けさせ、自己有用感を高めるようにしていく。

イ 特別の教科「道徳」

- ・道徳の授業で「いじめ」に関わる教材を扱うときには、学校や学級の実態に即したものを選ぶ。
- ・道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場であるとしてとらえて指導する。
- ・いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。
- ・ネットいじめ防止のための小中一貫した取り組みを確立する。

ウ 特別活動等

- ・学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場の設定をする。
- ・他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範の醸成をする。

(3) 「宇佐川小学校いじめ対策委員会」による組織的取組

- 「宇佐川小学校いじめ対策委員会」において、学校のいじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう位置づける。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- 学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意ある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ 地域社会との連携

- ・日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。
 - ・学級担任だけでなく、教科担当教員等との連携を密にする。
 - ・全ての教職員が関わる連携体制を確立し、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握する。
 - ・学校評価、授業評価、週1回実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・日常の行動観察や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。（定期として年3回実施。状況に応じて実施）
 - ・いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・教育相談室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談できるように努める。
 - ・「心をつなぐ1・2・3運動」の実施。（①欠席1日目の電話連絡 ②連続欠席2日目の家庭訪問 ③連続欠席3日目のチーム対応）

(3) 家庭・地域との連携

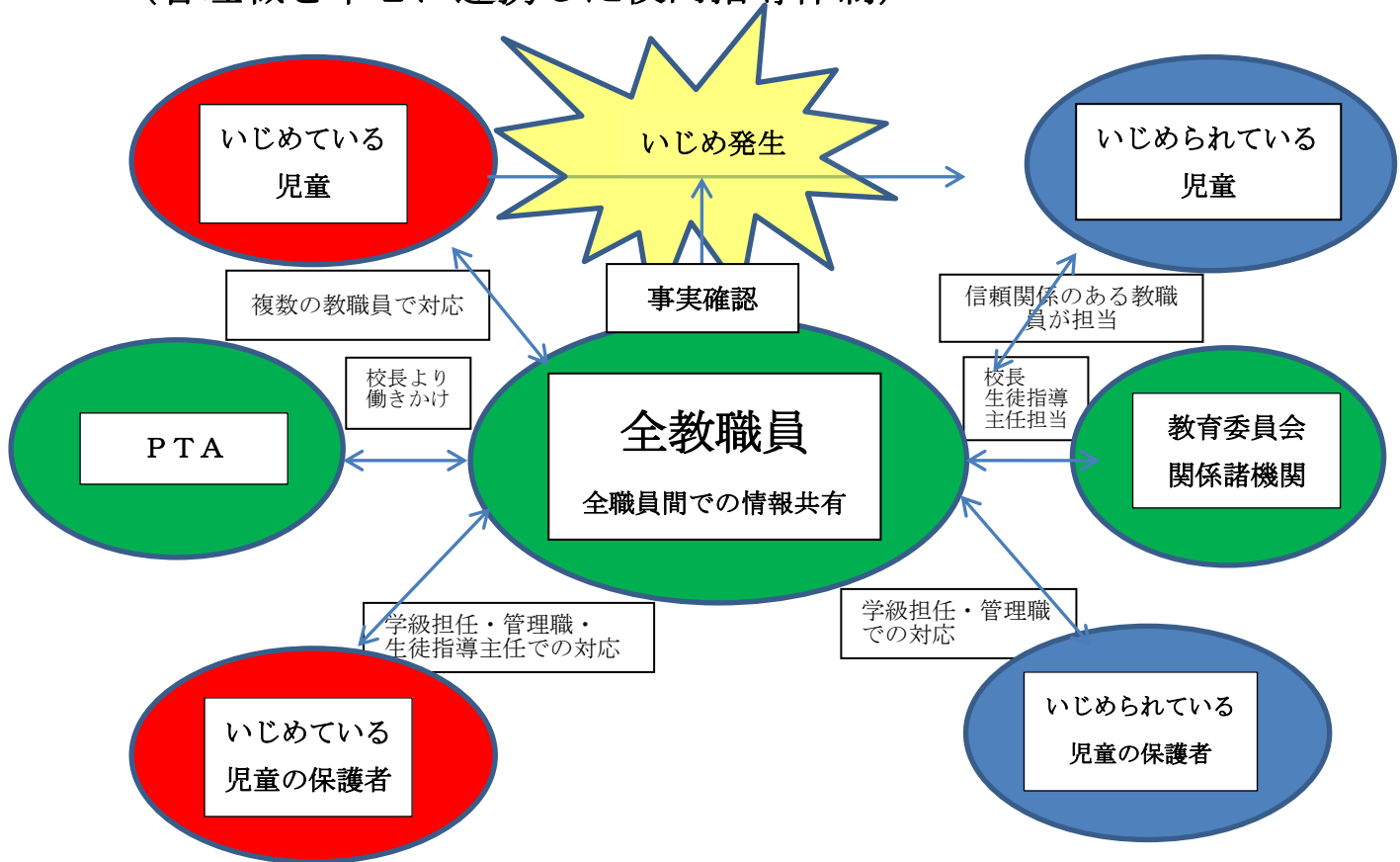
- 学校評価の重点目標として「いじめ問題に対する学校の取組」の項目を設置し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校組織の活性化を図る。
 - ・種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応をする。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめについて、情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

(管理職を中心に連携した校内指導体制)



(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。
 - ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになるととらえる。
 - ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出る

ように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

- いじめのアフターケア
 - ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもつ。
 - ・関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をする。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ、SNS等での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様とする。
 - いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ、SNS上の書き込み等を確認する。
 - 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。
- (4) 教育相談の在り方
 - 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。
 - いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。
- (5) 保護者との連携
 - より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援をする。
 - ・解決のために「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ協力を求める。
- (6) 地域・関係機関との連携
 - 学校と地域との連携
 - ・地域とともにある学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては地域からの

積極的な協力を得る。

- ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

○ 学校と関係機関との連携

- ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

4 重大事態への対応

【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な障害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

などのケースを想定。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、岩国市教育委員会へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応をする。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、岩国市教育委員会とも協議をし、対応していく。

- 適切に関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 岩国市教育委員会と学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校は岩国市教育委員会と連携し、事前に山口県教育委員会が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、必要に応じて調査を実施する。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、岩国市教育委員会と協議の上、学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとする。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていく。

せいかつ
生活アンケート ～ 一週間をふりかかって～



4・5・6年 名前

※名前は書いても、書かなくてもいいです。

1 今、困っていることや悩んだりしていることはありませんか？

ア ある イ どちらともいえない ウ ない



(それはどんなことですか。書ける人は書いてください。)

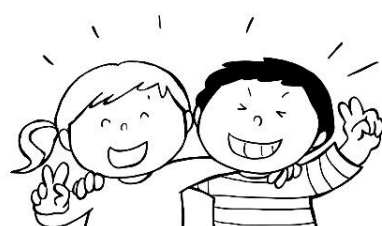
2 だれか話を聞いてもらいたい人がいますか？

ア いる () イ いない

3 今年度、どんな宇佐川小学校にしたいですか？

4 「うさまるいいきもち」 この1週間で、友だちの行動や言葉

がけに関して、あなたが「うれしいな。」「すごいな。」「やるきにな
ったぞ。」と思ったことを書いてください。(地域の方でもよい。)



第2章 2の(2)より、教育相談のアンケート用紙 (家庭に持ち帰って記入する)

こころ なか おし
心の中を教えてください

名前 ()

1～8までの質問について、あてはまる記号を○でかこみましよう。また、わけや思っていることを()
のなかにかきましよう

1 学校へ行くとき、どんな気持ちですか。

ア がんばるぞ イ なんとおもわない ウ 行きたくない
()

2 学校は楽しいですか。

ア 楽しい イ 楽しくないこともある ウ 楽しくない
()

3 勉強はよくわかりますか。

ア よくわかる イ わからないこともある ウ よくわからない
()

4 病気以外で学校を休みたいと思ったことがありますか。

ア 思ったことはない イ ときどき思う ウ よく思う
()

5 1学期が始まって楽しかったことはどんなことですか (あればすべて書いてください)。

* 裏もあるよ

6 近ちかごろ つらかったこと、悲かなしかったことはありますか (あればすべて書かいてください)。

7 なかのよい友とも達がいますか。

ア たくさんいる イ 少すこしいる ウ いない

8 自じ分の思おもったことや考かんえたことなどを人ひとの前まえではっきりと言いえますか。

ア 言いえる イ ときどき言いえないことがある ウ 言いえない

()

9 こまったことがあるとき、だれに相そう談だんしますか。

ア 家いえの人ひと イ 友とも達だち ウ 先せん生せい エ そのほかの人ひと オ 誰だれにも相そう談だんしない

()

10 今いまいっしょうけんめい取とり組くんでいることは何なんですか。

()

11 こまっていることや、いやだおもなと思おもっていることがあかったら書かきましょう。

(勉べん強きょうのこと、友とも達だちのこと、体からだのこと、家いえのことなど)

12 担たん任にん以い外がいの先せん生せいに相そう談だんしたいことがありますか。

ア ある () 先せん生せいに イ ない